

平成21年1月23日

国際裁判管轄法制に関する検討事項（3）

第4 個別分野の訴え

1 海事関係の訴え

海事関係の訴えについては、以下のとおりとすることでどうか。

船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することができるものとする。

(参照条文)

- | | | |
|------------|---|-----------------------------|
| ○ 民事訴訟法第5条 | 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。 | |
| 一、二 | (略) | |
| 三 | 船員に対する財産権上の訴え | 船舶の船籍の所在地 |
| 四、五 | (略) | |
| 六 | 船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え | 船舶の船籍の所在地 |
| 七 | 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え | 船舶の所在地 |
| 八、九 | (略) | |
| 十 | 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え | 損害を受けた船舶が最初に到達した地 |
| 十一 | 海難救助に関する訴え | 海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地 |
| 十二～十五 | (略) | |

(補足説明)

1 本文について

本文は、法第5条第10号が規定する船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについて、日本の領海外で事故があり、日本の裁判所に不法行為地による国際裁判管轄が認められないような場合でも、証拠収集の便宜から、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

2 船員に対する財産権上の訴えについて

船員に対する財産権上の訴えについて、同条第3号は船籍所在地の裁判所に管轄を認めているが、(i)国際的には便宜置籍船が広く利用されており、船籍所在地に営業の拠点があるわけでもないこと、(ii)船舶同士の事故等については被害額が巨大になるので、船員個人に対する請求は行わず、また、船上における死傷等も含め、船員個人の被害については船会社が加入している保険から支払がされることが通常であること、(iii)少なくとも日本人船員について住所等の普通裁判籍を有しない者は想定し難く、普通裁判籍により国際裁判管轄が確保されていると考えられることに照らし、その国際裁判管轄については、特段の規律を置かないとすることかどうか。

(参考)

船員に対する財産権上の訴えの裁判籍に関する規定は、大正15年の民事訴訟法改正において新設された。これは、寄留地の裁判籍の延長形態と解されており、同改正前には、兵役義務を履行するために服役する軍人・軍属に対する財産権上の訴えについても、兵営地等を裁判籍とする規定が置かれていた。その後、軍人・軍属及び寄留地についての規定が削除され、船員に関する規定だけが残された。平成8年の新法制定においては、日本海法会に対して、船舶所有者等に対する船舶又は航海に関する訴え及び船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えの裁判籍とともに、本規定を維持すべきかとの意見照会がされ、検討の結果、これらの規定は存置されることとなった(現行法第5条第3号、第6号、第7号)。

3 船舶所有者等に対する船舶又は航海に関する訴えについて

船舶所有者等に対する船舶又は航海に関する訴えについて、同条第6号は船籍所在地の裁判所に管轄を認めているが、前記のとおり、便宜置籍船が国際的に広く利用されている現在では船籍所在地に特別裁判籍を認める合理性はなく、また、船舶又は航海に関する訴えには多様な請求が含まれ、これらに共通する他の合理的な管轄原因を認めることも困難であると考えられることから、その国際裁判管轄については、特段の規律を置かないとすることかどうか。

4 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、同条第7号は船舶所在地の裁判所に管轄を認めているが、船舶が日本国内に所在する場合には、財産所在地の特別裁判籍により日本の裁判所に国際裁判管轄が認められると考えられるので、この訴えについて特別裁判籍を設ける意味は、船舶所有者以外の第三者を被告とする場合に、船舶所在地の裁判所に管轄を認める点にあると考えられるが、日

本国内に船舶が所在することから直ちに管轄を認める合理性はなく、また、本号の管轄規定が実際に適用された裁判例も見当たらないことから、その国際裁判管轄については、特段の規律を置かないとすることでどうか。

5 海難救助に関する訴えについて

海難救助に関する訴えについて、同条第11号は、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地の裁判所に管轄を認めているが、実務上、海難救助については、ロイズ・オープン・フォーム（ロイズ救助契約書式）にロンドンを仲裁地とする仲裁合意が含まれ、日本の裁判所に海難救助に関する訴えが提起されることは稀であることから、その国際裁判管轄については、特段の規律を置かないとすることでどうか。

6 海事関係の訴えの管轄合意について

UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の第3作業部会（運送法）は、平成20年1月、国際海上物品運送契約に係る合意管轄に関する規定を含む「全部又は一部を海上で行う国際物品運送契約に関する条約」草案を承認し、その後、国連総会において同条約が採択されたところ、この点については多国間条約の枠組みにおいて議論されていることから、海事関係の訴えの管轄合意については特段の規定を置かないとすることでどうか。

7 船主責任制限手続について

船主責任制限手続の国際裁判管轄については、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律において定められるべき事項と考えられることから、特段の規律を置かないとすることでどうか。

(参考)

ブリュッセル条約等は、法第5条に規定されている海事関係の訴えに対応する国際裁判管轄に関する規定を設けていない。なお、ブリュッセルI規則第7条、ブリュッセル条約第6条a及びルガノ条約第6条aは、船舶の使用又は運行上の責任に関する債権の責任制限手続について規定を設けている。

2 知的財産権に関する訴え

知的財産権に関する訴えについては、以下のとおりとすることでどうか。

① 設定の登録により発生する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項

- に規定する知的財産権をいう。)の登録に関する訴えは、その登録をすべき地が日本であるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。
- ② 設定の登録により発生する知的財産権の存否又は効力に関する訴えは、その登録をすべき地が日本であるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。

(参照条文)

- 知的財産基本法第2条 (略)
 - 2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。
 - 3 (略)
- 特許法第168条 (略)
 - 2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。
 - 3～6 (略)

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、設定の登録により発生する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権）の登録に関する訴えについて、その登録をすべき地が日本であるときは、日本の裁判所に専属的な国際裁判管轄を認めることを提案するものである。特許権等の公示制度は、登録により権利が発生することから公益性が高いといふことができ、登録国以外の国の裁判所において他国で登録すべき知的財産権の登録に関する判決を得たとしても、その登録をすべき国における承認等の手続が必要となることから、当該権利を登録すべき国の裁判所の専属管轄とすることとしたものである。

2 本文②について

本文②は、設定の登録により発生する知的財産権は各国の行政処分により付与されることも多く、その存否や効力については、当該登録国の裁判所が最もよく判断することができると考えられる上、登録国以外の国の裁判所が特許等の無効を確認する判決をしたとしても、その効果は相対的なものにとどまることから、当該権利を登録すべき国が日本であるときは、日本の裁判所の専属管轄とすることを提案するものである。

(注1)

外国における設定の登録により発生した知的財産権の侵害に係る訴えが提起された場合において、裁判所が必要があると認めるときは、特許法第168条第2項の規定と同様の趣旨に基づき、外国において係属している当該権利の存否又は効力を確定する手続が完結するまで、その訴訟手続を中止することができるものとするについては、どう考えるか。

(注2)

知的財産権の侵害の訴えは、法第5条第9号の「不法行為に関する訴え」に当たると解される所(最決平成16・4・8民集58巻4号825頁参照)、(i)登録により発生する外国の知的財産権の侵害に関する訴えの国際裁判管轄について、登録国の裁判所の専属管轄として、合意管轄を許さないものとする理由はないこと、(ii)日本企業の間で外国の知的財産権の侵害をめぐる紛争が生じることとも考えられるが、その場合に日本の裁判所が当該侵害訴訟についても判断し得る余地を残しておくことが相当であると考えられることに照らし、知的財産権の侵害訴訟の国際裁判管轄については、登録国の裁判所の専属管轄とはせず、普通裁判籍及び特別裁判籍の規律に委ねることとして、特段の規律を置かないこととどうか。

(注3)

登録が成立要件ではない知的財産権(著作権等)に関する訴え、ライセンス契約に関する訴えなどの国際裁判管轄については、普通裁判籍及び特別裁判籍に関する規律に委ね、特別な規律を設けないこととどうか。

(参考)

- 1 東京地判平成15・9・26最高裁HPは、本人訴訟の事案について米国特許権の返還を求める訴えと解した上で、「米国特許権の登録に係る訴えは、専ら同国における特許権の帰属の問題であって、我が国の裁判所の国際裁判管轄を認める余地はない。」と判示している。また、東京地判昭和28・6・12下民集4巻6号847頁(満州国特許事件)、最判平成14・9・26民集56巻7号1551頁(カードリーダー事件)、東京地判平成15・10・16判タ1151号109頁(サンゴ砂事件)などにおいては、外国特許権の侵害が問題とされたが、いずれの裁判例も、外国特許権の侵害訴訟であるということを理由として訴えを却下してはいないので、これらの裁判例は、外国において登録されて発生した知的財産権の侵害訴訟について、登録国の裁判所の専属管轄とするとの立場には立っていないものと考えられる。
- 2 ブリュッセル条約第16条第4号は、「特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利、登録又は効力に関する事件においては、寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか、又は国際条約の規定に基づき行われたも

のとみなされる締約国の裁判所」が専属管轄を有する旨定めている。また、ルガノ条約第16条第4号、ブリュッセルI規則第22条第4号も同様である。

知的財産権の侵害訴訟については、当該知的財産権の登録国の裁判所に専属管轄を認めるかどうかについては、ヘーグ国際私法会議においても各国の意見が分かれた。草案第12条第4項は、「特許権、商標権、意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利の登録、有効性、無効、〔取消し又は侵害〕を目的とする手続については、寄託又は登録が申請され、行われ、又は国際条約の条項によって行われたとみなされる締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。前段の規定は、著作権又は著作隣接権を登録することができる場合であっても、それらの権利には適用しない。」とする。

3 消費者契約関係の訴え

消費者契約関係の訴えについては、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、消費者の住所が日本国内にない場合においては、次に掲げる場合に限り、日本の裁判所の管轄に属するものとする。
 - ア 当該訴えが日本の裁判所の管轄に専属するとき。
 - イ 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所の管轄に属しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。
 - ウ 消費者と事業者との間の消費者契約に関する紛争について日本の裁判所を管轄裁判所と定める合意が効力を有するとき。
- ③ 消費者と事業者との間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする管轄合意は無効とするものとする。ただし、消費者が当該管轄合意に基づき訴えを提起した場合は、この限りでないものとする。
- ④ 上記①ないし③の規律は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。
 - ア 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが外国に所在した場合

であって、消費者がその国に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、その国において消費者契約を締結することについての勧誘を日本において受けていたときを除く。

イ 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが外国に所在した場合であって、消費者がその国において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、その国において債務の全部の履行を受けることについての勧誘を日本において受けていたときを除く。

(参照条文)

- 消費者契約法第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。
 - 2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
 - 3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。
 - 4 (略)
- 法の適用に関する通則法第11条 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。）の成立及び効力について第7条又は第9条の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。
 - 2～5 (略)
 - 6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
 - 一 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。
 - 二 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。
 - 三 消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかったことについて相当の理由があるとき。
 - 四 消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないことと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。
- 仲裁法附則第3条 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。以下この条において同じ。）と事業者（同

条第2項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意(次条に規定する仲裁合意を除く。以下この条において「消費者仲裁合意」という。)であって、この法律の施行後に締結されたものに関しては、当分の間、次項から第7項までに定めるところによる。

2 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができる。ただし、消費者が当該消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となった場合は、この限りでない。

3～7 (略)

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、消費者保護の観点から、消費者が原告となり、事業者を被告として提起する消費者契約(通則法第11条第1項、消費者契約法第2条第1項ないし第3項参照)に関する訴えについて、原告である消費者の住所地が日本国内にある場合には日本の裁判所の管轄を認めることを提案するものである。

なお、本文①は、任意管轄の定めとしての提案であり、専属管轄を定める規律は優先的に適用されることを前提としている。

(注)

消費者の住所の有無を定める基準時については、どう考えるか。訴え提起時とすべきか、又は、訴え提起時に加えて、消費者契約締結時をも含むものとすべきか。

(参考)

ブリュッセルI規則は、消費者契約事件として特別の管轄を認める契約類型として、消費者によりその職業上の活動とは関係ないとみなしうる用途のために締結された(i)動産の割賦販売契約、(ii)動産購入代金の融資を目的とする割賦弁済される金銭消費貸借その他の信用授与契約、(iii)その他の場合において、消費者が住所を有する構成国において商業活動若しくは職業活動を行う者、又はこの構成国に若しくはこの構成国を含む複数の国に向けてその活動を行う者により締結された契約で、この活動の枠内に含まれるもの、(iv)交通と宿泊のパック旅行契約を挙げ(第15条第1項、第3項)、これらの契約に関する事件について、消費者が契約の相手方に対してなす訴えは、相手方が住所を有する構成国の裁判所又は消費者が住所を有する構成国の裁判所において提起することができるとしている(第16条第1項)。

ブリュッセル条約は、上記(i)、(ii)のほか、役務又は動産の供給を目的とする契約で、契約締結に先立ち、消費者の住所地国において、特別の申込又は広告が行われており、かつ、消費者がその国で契約締結に必要な行為を行ったものを消費者契約事件の対象とし、運送契約を除外しているが(第13条第1項、第3項)、消費者が

契約の相手方に対してなす訴えについては、ブリュッセル I 規則と同様の規律を設けている（第 14 条第 1 項）。

ルガノ条約は、ブリュッセル条約とほぼ同内容の規定を設けている（第 13 条第 1 項、第 3 項、第 14 条第 1 項）。

草案は、自己の営業又は専門以外の目的で契約を締結した原告（以下「消費者」という。）は、請求の基礎となっている契約の締結が、被告が当該国において従事し、又は、当該国に向けられた被告の営業又は専門活動（特に広告による取引の勧誘を含む。）に関連し、かつ、消費者が当該国において契約締結に必要な手段をとった場合には、常居所を有する国の裁判所に訴えを提起することができるとしている（第 7 条第 1 項）。

なお、管轄合意条約では、個人的、家族的若しくは家事的な目的のために主として行為する自然人（消費者）が当事者となっている合意は対象外とされている（第 2 条第 1 項（a））。

2 本文②について

本文②は、消費者保護の観点から、事業者から消費者に対する訴えについて、日本国内に消費者の住所がないときは、原則として、日本の裁判所の管轄を認めないこととし、当該訴えにつき専属管轄の定めがある場合（ア）、消費者が応訴した場合（イ）及び消費者と事業者との間の管轄合意が効力を有する場合（ウ）（主として、消費者契約に関する紛争が生じた後に締結された合意を念頭に置いている。）の例外的な場合に限り、日本の裁判所を管轄裁判所とすることができるものとすることを提案するものである。

（参考）

条約等では、契約の相手方が消費者に対してなす訴えは、消費者が住所を有する構成国の裁判所においてのみ提起することができるとしている（ブリュッセル I 規則第 16 条第 2 項、ブリュッセル条約第 14 条第 2 項、ルガノ条約第 14 条第 2 項、草案第 7 条第 2 項）。

3 本文③について

本文③は、消費者と事業者との間の管轄合意について、消費者契約に関する紛争が生じる前に締結された管轄の合意については、原則として無効とするとともに、消費者が当該管轄合意に基づく訴えを提起する場合には、当該管轄合意を有効なものとして援用する意思があることが明らかであり、その合意の効力を認めるのが相当であるから、例外的に合意の効力を認めることとすることを提案するものである（仲裁法附則第 4 条参照）。

なお、合意の方式等については、合意管轄についての一般的な規律が適用されることを前提としている。

(参考)

- 1 報告書では、管轄合意は、消費者がその合意の効力を援用した場合に限り、その効力を有するものとする事とされていたが、「援用」との用語は、主として時効の援用に用いられており、合意の効力の有無を当事者の援用の有無にかからしめることとするのは、法制的な問題があると考えられるため、本文③は、仲裁法附則第4条を参考として、原則として無効とすることとした上で、管轄合意の援用に当たる場合として、消費者がその管轄合意に基づいて訴えを提起した場合を明記したものである。
- 2 ブリュッセル I 規則第17条、ブリュッセル条約第15条、ルガノ条約第15条は、(i) 紛争が生じた後に合意がされたとき、(ii) その合意が、消費者に対し、消費者契約事件に関する管轄の定めにより管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき、(iii) 契約締結時に、同一の構成国に住所又は常居所を有する消費者と相手方との間の合意であって、その国の裁判所に管轄を認めることを目的とするとき（ただし、その国の法が禁止していない場合に限る。）のいずれかの場合にのみ、管轄合意の効力を認めることとしている。

なお、草案第7条第3項は、(i) その合意が紛争発生後のものであり、(ii) 消費者に他の裁判所に訴えの提起を許す内容のものである場合につき、管轄合意の効力を認めることとしている。

4 本文④について

本文④は、いわゆる能動的消費者について、本文①ないし③の規律の適用を除外することを提案するものである（通則法第11条第6項第1号、第2号参照）。

なお、同項は、消費者契約の締結当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかったことについて相当の理由があるとき（同項第3号）、消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき（同項第4号）についても、消費者契約の特例を適用しないとしているが、管轄の判断に際し、裁判所がこれらの主観的な要素を含む事由の有無を判断することには困難があると思われるため、同項第3号及び第4号は除外した。

(参考)

ブリュッセル条約第13条第1項③は、その他役務又は動産の供給を目的とする契約で、契約締結に先立ち、消費者の住所地国において、特別の申込又は広告が行われており、かつ、消費者がその国で契約締結に必要な行為を行ったときに、消費者契約

事件の管轄に関する規定を適用するものとしており、ルガノ条約第13条第1項③にもほぼ同様の規定が設けられている。

4 労働関係の訴え

労働関係の訴えについては、以下のとおりとすることでしょうか。

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約において労務を提供すべき地（その労務を提供すべき地を特定できない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、労働者の住所が日本国内にない場合においては、次に掲げる場合に限り、日本の裁判所の管轄に属するものとする。
 - ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所の管轄に属しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。
 - イ 労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争について日本の裁判所を管轄裁判所と定める合意が効力を有するとき。
- ③ 労働者と事業主との間の将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする管轄合意は、無効とするものとする。ただし、労働者が当該管轄合意に基づき訴えを提起した場合は、この限りでないものとする。

（参照条文）

- 労働審判法第1条 この法律は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関し、裁判所において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、労働審判（個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判をいう。以下同じ。）を行う手続（以下「労働審判手続」という。）を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする。
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせん制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図る

- ことを目的とする。
- 法の適用に関する通則法第12条（略）
 - 2 前項の規定の適用に当たっては、当該労働契約において労務を提供すべき地の法（その労務を提供すべき地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。次項において同じ。）を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。
 - 3 （略）
 - 仲裁法附則第4条 当分の間、この法律の施行後に成立した仲裁合意であつて、将来において生ずる個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）を対象とするものは、無効とする。

（補足説明）

1 本文①について

本文①は、労働者保護の観点から、個別労働関係民事紛争（労働審判法第1条参照）のうち、労働者から事業主に対する訴えについては、労務提供地が日本国内にある場合には、日本の裁判所の管轄を認めることを提案するものである。

なお、報告書では、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に基づいて個別労働関係紛争を定義しているが、同条は、採用、募集を含む広範なものを対象としており、必ずしも労働契約の締結を前提していないところ、同法第5条第1項は、都道府県労働局長によるあっせんの対象から労働者の募集及び採用に関する事項を除外しており、この結果、あっせんの対象となる個別労働関係紛争解決促進法上の個別労働関係紛争と労働審判法上の個別労働関係民事紛争とはほぼ同義であると考えられることから、労働審判法の定義を参照したものである。

（注）

管轄の基準となる労働者の労務提供地については、どう考えるか。労働契約上定められた労務を提供すべき地を基準とするか、労働者が現実に労務を提供した地を基準とするか。また、労務提供地を定める基準時については、訴え提起時の労務提供地を基準とするか、これに加えて、請求の目的となる権利の発生した時点の労務提供地をも基準とするか。

（参考）

- 1 成田空港をホームベースとするエアホステスである原告らがドイツの航空会社である被告に対し、基本給のほかに支給していた付加手当の支給を一方的に取りやめたのは無効であるとして、手当等の支払を求めた事案について、日本の裁判所の管轄を認めた裁判例として、東京地判平成9・10・1判タ979号144頁がある（ただし、原告らは、管轄原因としては、被告の営業所が日本にあることを主張している。）。
- 2 ブリュッセルI規則第19条は、労働者は、構成国の領域内に住所を有する雇用

者に対し、(i)住所を有する構成国の裁判所、(ii)他の構成国で、a 労働者が通常その労務を給付する地若しくは通常その労務を給付した最後の地の裁判所、b もし労働者が同一の国で通常その労務を給付しているのではなく、また同一の国で通常その労務を給付したのでもない場合には、労働者を雇用した営業所の所在地若しくは所在していた地の裁判所のいずれかに訴えを提起することができることとしている。

ブリュッセル条約第5条第1項は、義務履行地管轄について特則を置き、義務履行地を労務提供地とし、労働者が原告となる場合には、事業主の営業所の所在国の裁判所にも管轄が認められることとしている。

ルガノ条約第5条第1項は、個人の労働契約に関する事件については、労働者が通常、労働を行う地の裁判所、労働者が通常、同一国で労働を行っていない場合には、それを雇った営業所の所在地の裁判所に訴えを提起することができることとしている。

草案第8条第1項は、個人の雇用契約に関する事項について、労働者は、使用者に対し、労働者が通常労務を行っている国の裁判所又は労働者が通常労務を行っていた最後の国の裁判所、労働者が一国で通常労務を行わず又は行わなかった場合は、労働者を雇用した営業所の所在する国又は所在した国の裁判所に訴えを提起することができることとしている。

2 本文②について

本文②は、労働者保護の観点から、個別労働関係民事紛争のうち、事業主から労働者に対する訴えについて、日本国内に労働者の住所がないときは、原則として、日本の裁判所の管轄を認めないこととし、労働者が応訴した場合（ア）及び労働者と事業主との間の管轄合意が効力を有する場合（イ）（主として、労働契約に関する紛争が生じた後に締結された合意を念頭に置いている。）の例外的な場合に限り、日本の裁判所を管轄裁判所とすることができるものとするを提案するものである。

なお、個別労働関係民事紛争に関連する専属管轄の規定は存在しないと考えられるため、専属管轄の定めがある場合の例外規定は設けないこととしたものである。

(参考)

ブリュッセル I 規則第20条第1項は、雇用者がなす訴えは、労働者が住所を有する構成国の裁判所においてのみ提起することができることとしている。

草案第8条第1項は、使用者の労働者に対する訴えは、労働者が常居所を有する国の裁判所又は労働者が通常労務を行っている国の裁判所にのみ提起することができることとしている。

3 本文③について

本文③は、労働者と事業主との間の管轄合意について、個別労働関係民事紛争が生じる前に締結された管轄の合意については、原則として無効とするとともに、労働者が当該管轄合意に基づく訴えを提起する場合には、当該管轄合意を有効なものとして援用する意思があることが明らかであり、その合意の効力を認めるのが相当であるから、例外的に合意の効力を認めることとすることを提案するものである（仲裁法附則第4条参照）。

なお、合意の方式等については、合意管轄についての一般的な規律が適用されることを前提としている。

(参考)

1 米国イリノイ州シカゴにある本社に採用されて試用期間中の日本人である労働者が原告となり、米国法人である被告に対し、退職届の作成を強要されたのは、実質的な採用拒否であるとして、従業員としての地位確認、未払賃金の支払を求めた事案につき、雇用契約書中の専属的管轄合意の効力を認めて、訴えを却下した裁判例として、東京地判平成12・4・28判時1743号142頁、その控訴審である東京高判平成12・11・28判時1743号137頁がある。

2 ブリュッセルI規則第21条は、(i)紛争が生じた後に合意されたときであって、(ii)その合意が、労働者に対し、個別労働事件の管轄の定めにより管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるときに限り、労働者と事業主との間の管轄合意の効力を認めている。

ブリュッセル条約第17条第5項は、(i)事後の合意であって、(ii)その合意が被告の住所地若しくは第5条第1号(義務履行地)が指定する以外の国の裁判所に提訴するために労働者がその合意を主張する場合の他は、効力を有しないこととしている。

ルガノ条約第17条第5項は、個人の労働契約について、管轄合意は、紛争発生後に行われた場合にのみ、法的効力を有するとしている。

草案第8条第2項は、(i)事後の合意であって、(ii)労働者に雇用契約に関する管轄又は被告の普通裁判籍の定める裁判所以外の裁判所に訴えの提起を許す内容である場合には、合意の効力を認めることとしている。

なお、管轄合意条約は、集団的な合意を含む労働契約に関する合意を対象外としているが、個別労働関係に関する規定は特に設けていない。